

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第5条第1項
処分の概要	薬剤による防除、樹木の伐倒、枝条・樹皮の焼却命令等
法令の定め	都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要の限度において、区域及び期間を定め、第3条第1項各号に掲げる命令をすることができる。
処分基準	森林病虫害の種類、被害状況（樹種・林齢・被害程度など）により、基準を設定することとなる。（具体的な基準を設定しておくことは困難）
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係（電話番号：011-204-5507（28-626））
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	特別伐倒駆除（樹木の伐倒、破砕又は焼却）
法令の定め	都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。
処分基準	森林病虫害の種類、被害状況（樹種・林齢・被害程度など）により、基準を設定することとなる。（具体的な基準を設定しておくことは困難）。
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係（電話番号：011-204-5507（28-626））
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第5条第3項
処分の概要	補完伐倒駆除（樹木の伐倒、薬剤散布）
法令の定め	都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第1項の規定による命令（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。）又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病虫害により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、補完伐倒駆除を命ずることができる。
処分基準	森林病虫害の種類、被害状況（樹種・林齢・被害程度など）により、基準を設定することとなる。（具体的な基準を設定しておくことは困難）
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係（電話番号：011-204-5507（28-626））
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第5条第4項
処分の概要	駆除措置に要した費用の徴収
法令の定め	前3項の場合には、第3条第5項から第11項まで及び前2条の規定を準用する。 (知事は、第4条第1項の規定により同項の措置の全部又は一部を行なった場合において、その費用の額が、同項の命令を受けた者が自らその措置の全部又は一部を行なったとした場合にその者が受けることとなるべき第8条第1項の規定による補償の額をこえるときは、そのこえる部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。)
処分基準	同条規定のとおり。
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係 (電話番号：011-204-5507 (28-626))
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 6 年 5 月 3 1 日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第 7 条第 1 項
処分の概要	指定種苗の焼却、伐採木の薬剤散布等
法令の定め	<p>当該官吏又は森林害虫防除員は、前条第 1 項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病虫害等が附着していると認めるときにあつては第 3 条第 1 項第 3 号、指定種苗が森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときにあつては同項第 4 号、伐採木等に森林病虫害等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときにあつては同項第 6 号に掲げる措置を行なうべき旨を、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して指示することができる。</p> <p>(1) 措置を行なうべき期間 (2) 森林病虫害等の種類 (3) 行なうべき措置の内容 (4) その他必要な事項</p>
処分基準	森林病虫害の種類、被害状況（樹種・林齢・被害程度など）により、基準を設定することとなる。（具体的な基準を設定しておくことは困難）
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係（電話番号：011-204-5507（28-626））
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第7条第2項
処分の概要	指定種苗及び伐採木の薬剤防除、はく皮、焼却等
法令の定め	前項の指示を受けた者が同項第1号の期間内にその指示に係る措置を行わないとき、行なっても十分でないとき又は行なう見込みがないときは、当該官吏又は森林害虫防除員は、当該指定種苗又は伐採木等につき、自ら薬剤による防除、はく皮、焼却等の処分をすることができる。
処分基準	同条規定のとおり。
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係 (電話番号：011-204-5507 (28-626))
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法
根拠条項	第10条
処分の概要	受益者からの分担金の徴収
法令の定め	都道府県は、第5条第1項から第3項まで若しくは同条第4項において準用する第4条第1項の規定により都道府県知事が行う森林病虫害等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置又は第7条第2項の規定により森林害虫防除員が行う処分により利益を受ける森林、樹木、指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金を徴収することができる。
処分基準	同条規定のとおり。
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係（電話番号：011-204-5507（28-626））
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

法令名	森林病虫害等防除法施行細則
根拠条項	第7条
処分の概要	過料処分
法令の定め	第2条の規定による届出書又は法第8条第3項の規定による申請書に不正の記載をした者には、50,000円以下の過料を科する。
処分基準	同条規定のとおり。
処分担当課	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係 (電話番号: 011-204-5507 (28-626))
問い合わせ先	同上 (電話番号:)
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsakijun.htm